

練馬区歯科技工士法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区規則第 9 8 号

練馬区歯科技工士法施行規則の一部を改正する規則

練馬区歯科技工士法施行規則（平成 9 年 3 月練馬区規則第35号）の一部をつぎのように改正する。

第 1 条中「昭和30年厚生省令第23号」のつぎに「。以下「省令」という。」を加える。

第 2 条のつぎにつぎの 1 条を加える。

（歯科技工所番号の通知）

第 2 条の 2 省令第13条第 3 項の規定による歯科技工所番号の通知は、第 1 号様式の 2 による。

第 5 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号のつぎにつぎの 1 号を加える。

(7) 歯科技工所番号

第 1 号様式のつぎにつぎの 1 様式を加える。

第1号様式の2（第2条の2関係）

第 号

年 月 日

（開設者住所）

（開設者名） 様

印

歯科技工所番号通知書

歯科技工士法施行規則第13条第3項の規定により、下記のとおり歯科技工所番号を通知します。

記

- 1 歯科技工所の名称
- 2 歯科技工所の所在地
- 3 歯科技工所番号

付 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。